

平成 28 年 4 月 25 日

指宿市議会議長 松下喜久雄 様

西指宿中班 班長 恒吉 太吾

議会報告会実施報告書

日 時	平成 28 年 4 月 19 日（火） 19 時 00 分～20 時 35 分
場 所	西指宿中体育館
出席議員	班長（恒吉 太吾） 副班長（西森 三義） 記録者（高橋 三樹） その他（井元 伸明）（前之園 正和）（新宮領 進）
参加者数	男性 28 名 女性 6 名 合計 34 名
報告内容	○サッカー場・多目的グラウンド整備事業 ○「地熱の恵み」活用プロジェクト事業 ○指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について ○副市長の選任について ○指宿市ふれあいプラザなのはな館条例について ※報告内容に対する質疑・対応内容は別紙のとおり
意見交換	【テーマ】 有・ ☒ 無 有の場合（ ） （ ）
その他 特記事項	反省点・改善点など

ふれあいプラザ菜の花館ですが、当初は壊すと言われていたが、今設計者の著作権があり、壊さないと言ったような話も聞くが、そうであれば設計者も維持費などの負担をすべきだと思うがどうなのか？

総務水道委員会で審査されているのでお答えします。まず壊すことになっていたのではないかという事について、最初は県の方が壊さないでそのまま使ってくれという事だった。しかしそのままでは使えないので、民間の業者を募ったけれども、そういう業者も出てこなかった。検討する中で市としても、議会としても後々お金がかかるような事だけは避けたいというのが、共通認識であった。県とやり取りをする中で、使える部分もあるのではないかとここは壊した方がいいのではないかと県と市の方でいろいろ協議がなされたようである。

そういった所で二転三転した部分もあるが、こちらについては県の費用で壊す、こちらについては県の費用で修理をして市に使ってもらうという風に分かれてきた。

それから著作権の事だが、県と市の話の中では、使えるのか使えないのか、市してもらっているのかと言う中で議論がなされてきていると思っている。著作権と言うのは、高崎さんが言われてきたことですので、建物は県のもので、著作権については建物の所有である設計者と県で話し合いをすべきではないかということについては、指宿市もそのような認識に立っているという風に思っている。その影響はもちろん受けるわけではあるが。

設計者の著作権がどうだから、壊すとか壊さないという事ではなく、使えるのか使えないのかと言う視点で、仕分けがされて来たという事ではなかったかと思う。

高崎さんも維持管理費を払うべきではないかと言う事については、著作権に基づいて壊していいのかどうかという事も、建物の所有関係である県との間で話がなされるのであれば、市としてそこに関してどうしろこうしろと言うのではなく、県が高崎さんにどうするのかという話し合いで決まっていく事なので、指宿市もそこにはタッチ出来ないし、ましてや指宿市議会としては、立ち入

	れないのではないかとと思っている。維持管理費については、次の議会報でも出ると思うが、3500万円ぐらいだったと思う。人件費は含まれていない。
--	--